

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年 3月29日

【会社名】 三井海洋開発株式会社

【英訳名】 MODEC, INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 宮崎 俊郎

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋二丁目3番10号

【電話番号】 03-5290-1200（代表）

【事務連絡者氏名】 総務部長 山下 和夫

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋二丁目3番10号

【電話番号】 03-5290-1200（代表）

【事務連絡者氏名】 総務部長 山下 和夫

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成25年3月28日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成25年3月28日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金 13円75銭 総額638,100,883円

ロ 効力発生日

平成25年3月29日

第2号議案 定款一部変更の件

以下の内容の定款一部変更を承認するもの。

・第2条（目的）の一部変更

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役として、宮崎俊郎、宇佐見茂、谷口研介、Hall Ricky Alan、福田典久、西畑彰及び金森健を選任する。

第4号議案 監査役4名選任の件

監査役として、名倉修治、坪川毅彦、樋口浩毅及び山本拓を選任する。

第5号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役2名に対し、当期の業績等を勘案して、役員賞与総額16百万円を支給する。

第6号議案 取締役の報酬額改定の件

取締役の員数の変更に伴い、取締役の報酬額（年額限度額）を改定する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成数 (個) | 反対数 (個) | 棄権数 (個) | 可決要件 | 決議の結果及び 賛成割合(%) |
|----------------------|------------|------------|------------|-------|--------------------|
| 第1号議案 剰余金の処分の件 | 411,072 | 61 | 0 | (注) 1 | 可決 (99.99) |
| 第2号議案 定款一部変更の件 | 411,093 | 40 | 0 | (注) 2 | 可決 (99.99) |
| 第3号議案 取締役7名選任の件 | | | | | |
| 宮崎 俊郎 | 368,558 | 42,553 | 0 | (注) 3 | 可決 (89.65) |
| 宇佐見 茂 | 396,870 | 14,241 | 0 | | 可決 (96.54) |
| 谷口 研介 | 404,488 | 6,623 | 0 | | 可決 (98.39) |
| Hall Ricky Alan | 404,488 | 6,623 | 0 | | 可決 (98.39) |
| 福田 典久 | 359,620 | 51,491 | 0 | | 可決 (87.48) |
| 西畑 彰 | 359,607 | 51,504 | 0 | | 可決 (87.47) |
| 金森 健 | 371,364 | 39,747 | 0 | | 可決 (90.33) |
| 第4号議案 監査役4名選任の件 | | | | | |
| 名倉 修治 | 408,639 | 2,492 | 0 | (注) 3 | 可決 (99.39) |
| 坪川 毅彦 | 326,432 | 84,699 | 0 | | 可決 (79.40) |
| 樋口 浩毅 | 326,432 | 84,699 | 0 | | 可決 (79.40) |
| 山本 拓 | 382,604 | 28,527 | 0 | | 可決 (93.06) |
| 第5号議案 役員賞与支給の件 | 409,167 | 1,964 | 0 | (注) 1 | 可決 (99.52) |
| 第6号議案 取締役の報酬額改定の件 | 408,845 | 2,285 | 0 | (注) 1 | 可決 (99.44) |

(注) 1 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。